

新旧対照表

○愛媛県土木部発注工事特記仕様書

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第21条 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>再生資源利用(促進)計画書及び実施書は建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)又は建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成するものとし、CREDASにより作成した場合は提出用lzhデータを、COBRISにより作成した場合は工事登録証明書(pdfファイル)を、工事完成時に電子成果品に含めて提出しなければならない。ただし、本工事が電子納品対象外工事の場合は、電子メール等の方法により監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。</p> | <p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第21条 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成しなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。</p> |